

工商年度報告公示制度の実施について

2014年9月28日、上海市工商行政管理局（以下、工商局とします。）の通知により、上海市内の企業及び個人事業主は、2014年10月1日～2015年6月30日の間に2013年度の年度報告を提出し、これを公示すべき旨の公告が行われました。今年（2014年）の2月、登録資本制度の改革に伴う工商年度検査制度の廃止が発表された後、これに代わる工商年度報告公示制度が実施されないままに現在まで至りましたが、これにより2013年度の工商管理上の手続きを完結させることとなります。今回は、この制度変更の概要について説明します。

1. 工商年度検査制度から工商年度報告公示制度へ

2014年2月に工商年度検査制度が廃止される以前は、毎年、3月1日から6月31日までの間に前年度の工商年度検査を受けることが企業の義務とされていました。年度検査では、主に工商登記が行われている企業が適法に経営を行っているか否か、経営の継続が可能か否か等を確認することに主眼が置かれており、この検査を工商局の責任において行っていることに特徴がありました。これに対し、工商年度報告公示制度は、企業の責任において年度報告を一般に公示することに主眼が置かれており、工商局は、公示のプラットフォームを提供するとともに、その公示内容の正確性を担保するための権限と責任が負わされているに過ぎないことに特徴があります。

2. 工商年度報告により公示される企業情報

ところで、今回の制度変更は、今年の10月1日より施行されている企業情報公示制度の制定に伴って行われております。この企業情報公示制度により公示される企業情報は、①登記、届出等により工商局が管理する企業の基本情報、②年度報告により企業が公示する情報、③工商局以外の部門が公示する情報に分かれており、工商局のウェブサイト上に設けられた「全国企業信用情報公示システム」というオンラインシステムにより公示されます。このうち、上記の工商年度報告制度により企業の責任で公示される情報は、②を構成することになります。

年度報告により企業が公示する企業情報は以下の内容となりますが、このうち、「経営状況」については、企業の判断により「非公示」とすることが認められています。

企業情報公示制度により公示される情報	① 商局が管理する企業情報	登記、登録情報	名称、法定代表者、登録資本金、経営範囲、経営期間、出資者、董事、監事、登記変更情報、等
		動産担保設定情報、株式の質権設定情報、行政処罰情報、その他法令により公示が義務付けられる情報	
	② 年度報告により企業が公示する企業情報	連絡先情報	住所、郵便番号、電話番号、E-mail 等
		現在の経営状態	開業、休業、清算
		投資状況	企業設立へ向けた投資、株式購入
		資本金の払込状況	
		株主変更状況	
		ネット関連情報	ホームページ、インターネット店舗の名称、等
		経営状況（※）	従業員数、資産および負債、純資産、年度損益、その他の財務情報
	③ 工商局以外の部門が公示する企業情報	許認可情報、行政処罰情報、その他法令により公示が義務付けられる情報	